

前回は、都市計画道路について説明しました。  
今回は、土地区画整理事業について説明します。

## 総合的なまちづくりの方法＝【土地区画整理事業】

まちづくりの方法には、大きく分けて、部分的な方法と総合的な方法との2つの方法があります。

部分的な方法とは、道路、公園、下水道などの整備を個別に行っていく方法です。部分的に、少しずつ整備が行われるため、まちづくりの計画が完成するには時間がかかり、それぞれの施設がバラバラに整備されるため、不効率的で、全体としてまとまりのある生活環境はなかなか築くことはできません。

総合的な方法とは、宅地、道路、公園、下水道などの整備を一体的に行っていく方法です。部分的な方法とは異なり、各施設を同時にしかも総合的に整備できるため、まとまりのある町を形成することができ、たいへん効率的な方法といえます。

総合的な方法の代表的なものが土地区画整理事業です。

土地区画整理事業では、宅地の利用増進を図るための宅地の整形と、道路・公園・下水道等の公共施設の整備を同時に行い、住環境の整った暮らしやすいまちを計画的につくることができます。

土地区画整理事業では、土地の使い勝手が良くなった度合いに応じて公平に土地を出し合い（これを減歩といいます）、公共施設の用地や事業費に充てるための売却用地（これを保留地といいます）とすることで事業を進めます。このように土地区画整理事業は、総合的なまちづくりを行うための優れた事業手法です。

シリーズ「まちづくり」  
横芝町のまちづくり  
No.27

